



23文科初第1244号  
社援発1129第6号  
平成23年11月29日

各  
都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
都道府県教育委員会教育長  
指定都市教育委員会教育長  
附属高等学校を置く各国立大学法人の学長  
地方厚生（支）局長  
殿

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士介護福祉士学校指定規則等の一部を改正する省令の施行について  
(福祉系高等学校等における医療的ケアの教育関係) (通知)

介護福祉士については、先の第177回国会（常会）において成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号。以下「介護保険法等一部改正法」という。）が平成23年6月22日に公布され、その業務内容に喀痰吸引等が追加され、平成24年4月1日に施行されます。

また、平成19年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第125号）における介護福祉士の資格取得方法の見直しについては、施行期日が平成24年4月1日から平成27年4月1日に変更されました。

併せて、介護保険法等一部改正法のうち福祉系高等学校等における医療的ケア（喀痰吸引等）の教育に係る部分については、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則等の一部を改正する省令」（平成 23 年文部科学省・厚生労働省令第 5 号。以下「改正省令」という。）により示されました。

これらの具体的内容及び留意事項については下記のとおりですので、通知します。

## 記

### 1. 福祉系高等学校等における医療的ケアの追加

介護保険法等一部改正法により、平成 27 年度以降は、介護福祉士がその業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったため、福祉系高等学校等の養成課程においても、医療的ケア（喀痰吸引等）に関する教育を行う必要があること。

福祉系高等学校等における医療的ケアの教育に係る要件等については、改正省令に定めるもののほか、以下のとおりとすること。

#### (1) 教育内容・時間

基本研修及び演習については、「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」の中で実施することとし、実地研修は介護実習又は「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」で実施することとする。

##### ① 基本研修

講義形式で実施する基本研修の教育時間は、実時間で 50 時間以上とすること。

##### ② 演習

基本研修を修了した生徒に対しては、シミュレーター等を活用した演習を行うこと。

##### ③ 実地研修

実地研修を安全に実施するために、喀痰吸引を必要とする者等の書面による同意、関係者による連携体制の確保等の要件を満たしている必要があり、その具体的内容については、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（社援発 1111 第 1 号平成 23 年 11 月 11 日付け厚生労働省社会・援護局長通知）に準じて取り扱うこと。

なお、介護福祉士の資格取得後に、介護保険法等一部改正法による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「改正後の士士法」という。）第 48 条の 6 第 1 項に規定する登録喀痰吸引等事業者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）において実地研修を実施することが認められていることから、福祉系高等学校等においては、必ずしも生徒に対して実地研修を実施しなくても、当該福祉系高等学校等を卒業させることは可能である。

しかしながら、介護福祉士養成課程の中で、可能な限り実地研修を実施することが望ましく、また、仮に実地研修を実施することができない場合であっても、可能な限り見学の機会を設けることが望ましいことから、各福祉系高等学校等においては、この点に

留意してカリキュラムの編成に努めること。

## (2) 教員要件

「医療的ケア」に係る教育内容の水準を担保し、医療的ケアが安全かつ適切に実施されるよう、その教員については、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格取得後5年以上の実務経験を有する者を配置すること。

また、当該福祉系高等学校等の教員のほか、外部から教員を招へいし、「医療的ケア」の教育を担当させることも可能であること。ただし、その場合には、当該教員について「医療的ケア」の教員要件を満たす必要があること。

このほか、当分の間は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格取得後5年以上の指導経験を有する者についても、「医療的ケア」の教員として認められること。

なお、医療的ケア教員講習会の具体的内容・実施要件等については、「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月28日付け社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）の医療的ケア教員講習会実施要領を参照されたい。

## (3) 評価方法

「医療的ケア」に関する生徒の評価方法については、別に定める通知による。

## (4) 他の機関等と連携等を行うことにより教育の一部を実施する場合

「医療的ケア」については、福祉系高等学校等が自ら実施することが困難である場合には、他の福祉系高等学校等、介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、改正後の士士法附則第4条第2項に規定する登録研修機関等と連携して実施することも可能であること。

その際、学校教育法施行規則等に基づき、連携先における学修等が当該福祉系高等学校等の科目の履修とみなせるよう十分留意すること。

## (5) 教育の開始時期

平成27年度以降に福祉系高等学校等（特例高等学校等を除く。）を卒業し、介護福祉士資格を取得した者には喀痰吸引等の実施が認められること。このため、福祉系高等学校等（特例高等学校等を除く。）3年課程においては平成25年度入学者から、専攻科2年課程においては平成26年度入学者から医療的ケアの教育を行う必要があること。

なお、特例高等学校等の場合には、介護福祉士試験の受験資格に係る要件として、卒業後9月以上の実務経験が義務付けられている。このため、特例高等学校等の3年課程においては平成24年度入学者から、専攻科2年課程においては平成25年度入学者から医療的ケアの教育を行う必要があること。

また、その場合には、教育カリキュラム等の変更について、変更があった日から1月以内に福祉系高等学校等の所在地を管轄する地方厚生（支）局に対して届出を行う必要があること。

ること。

なお、平成 24 年度における教員要件の変更届に関し、「医療的ケア」を担当する教員については、届出までに医療的ケア教員講習会を修了することが困難であることに鑑み、医療的ケア教員講習会修了予定として届出を行うことも差し支えないこと。

#### (6) その他

本通知に定めるもののほか、福祉系高等学校等における医療的ケアの取扱いに関しては、別添による改正後の「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について」（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 文科初発第 1403 号文部科学省初等中等教育局長・社援発第 0328004 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「福祉系高等学校等の設置運営指針」という。）によること。

## 2 関係通知の改正

福祉系高等学校等の設置運営指針を別添のとおり改正すること。

なお、この改正は平成 27 年 4 月 1 日から適用するものであるが、同日前においても、福祉系高等学校等の指定に際しては、改正後の福祉系高等学校等の設置運営指針に基づき行うこと。また、生徒に対して医療的ケアの教育を行う福祉系高等学校等については、同日前においても、改正後の福祉系高等学校等の設置運営指針により運営等を行うこと。

(別添)

○福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について（平成 20 年 3 月 28 日 19 文科初第 1403 号・社援発第 0328004 号）

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">平成 20 年 3 月 28 日 19 文科初第 1403 号 社援発第 0328004 号 〔第 1 次改正〕 23 文科初 1244 号 社援発 1129 第 6 号 平成 23 年 11 月 29 日</p> <p>〔各都道府県知事 各指定都市市長 各中核市市長 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 附属高等学校を置く各国立大学法人の学長 各関係団体の長 各地方厚生（支）局長〕 殿</p> <p style="text-align: right;">文部科学省初等中等教育局長  厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項 第 4 号の規定に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学</p>	<p style="text-align: right;">平成 20 年 3 月 28 日 19 文科初第 1403 号 社援発第 0328004 号</p> <p>〔各都道府県知事 各指定都市市長 各中核市市長 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 附属高等学校を置く各国立大学法人の学長 各関係団体の長 各地方厚生（支）局長〕 殿</p> <p style="text-align: right;">文部科学省初等中等教育局長 <u>金 森 越 哉</u> 厚生労働省社会・援護局長 <u>中 村 秀 一</u></p> <p style="text-align: center;">福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項 第 1 号の規定に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学</p>

校等」という。)の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学・厚生労働省令第2号。以下「学校指定規則」という。)に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添のとおり「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針」を定め、福祉系高等学校等の指定に際しては、学校指定規則によるほか、この指針に基づき行うこととしましたので参考までに通知します。

[本件担当]

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室助成係  
電話:03-5253-4111(内線 2380、2383)  
厚生労働省局社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室資格試験係  
電話:03-5253-1111(内線 2845、2849)

校等」という。)の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学・厚生労働省令第2号。以下「学校指定規則」という。)に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添のとおり「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針」を定め、福祉系高等学校等の指定に際しては、学校指定規則によるほか、この指針に基づき行うこととしましたので参考までに通知します。

[本件担当]

文部科学省初等中等教育局参事官付産業教育係  
電話:03-5253-4111(内線 2384、2904)  
厚生労働省局社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室資格試験係  
電話:03-5253-1111(内線 2845、2849)

別添

福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針

1 校地・校舎及び施設設備等に関する事項

(1)～(9) (略)

(10) 教育上必要な機械器具及び模型については、次のものを整備するとともに、その時々新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めること。

品名	数量	備考
(略)	(略)	(略)
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
人体解剖模型	1	全身模型とし、分解数は問わない。

(注) 処置台又はワゴンについては、専ら演習の用に供するものであって、代替する機能を有する床頭台等でも差し支えないこと。

(11)・(12) (略)

2～5 (略)

6 教員に関する事項

(1)～(4) (略)

(5) 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等で

別添

福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針

1 校地・校舎及び施設設備等に関する事項

(1)～(9) (略)

(10) 教育上必要な機械器具及び模型については、次のものを整備するとともに、その時々新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めること。

品名	数量	備考
(略)	(略)	(略)

(11)・(12) (略)

2～5 (略)

6 教員に関する事項

(1)～(4) (略)

あって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であること。なお、「医療的ケア教員講習会修了者等」には、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（老発第0824第1号平成23年8月24日。以下「研修事業」という。）（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習を修了した者が含まれること。

ただし、当分の間は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の指導経験を有する者についても、医療的ケアの教員として認められること。

また、当該福祉系高等学校等の教員のほか、外部から教員を招へいし、医療的ケアの教育を担当させることも可能であること。ただし、その場合には、6の（5）の教員要件を満たす必要があること。

## 7 教育に関する事項

（1）～（4）（略）

（5）医療的ケアについては、福祉系高等学校等が自ら実施することが困難である場合には、他の福祉系高等学校等、介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、改正後の附則第4条第2項に規定する登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）等と連携して実施することも可能であること。

その際、学校教育法施行規則等に基づき、連携先における学修等が当該高等学校等の科目の履修とみなせるよう十分留意すること。

（6）福祉系高等学校等における各科目の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。よって、例えば1単位時間を45分として運用することも可能であること。なお、学校の管理運営上、1単位時間を50分として運用する福祉系高等学校等については、指定上は31.5回分の授業の履修をもって1単位として認めること。ただし、介護実習については、1

## 7 教育に関する事項

（1）～（4）（略）

単位時間を50分以上として運用すること。

8 実習に関する事項

(1) ~ (11) (略)

(12) 介護実習における医療的ケアの实地研修の扱いについては、8の2によること。

8の2 医療的ケアに関する事項

(1) 基本研修に関する事項

基本研修の時間数は、休憩時間を除いた実時間で50時間以上とすること。

(2) 演習に関する事項

医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数以上の演習を実施すること。

ア 喀痰吸引

(ア) 口腔 5回以上

(イ) 鼻腔 5回以上

(ウ) 気管カニューレ内部 5回以上

イ 経管栄養

(ア) 胃ろう又は腸ろう 5回以上

(イ) 経鼻経管栄養 5回以上

ウ 救急蘇生法 1回以上

(3) 实地研修に関する事項

ア 实地研修を行うことができる生徒は、医療的ケアの講義及び演習を修了した生徒に限られること。

イ 实地研修の回数、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次のとおりとすること。ただし、实地研修を安全に実施するために、喀痰吸引等を必要とする者等の書面による同意、関係者による連携体制の確保等の要件(「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」(社援発1111第1

8 実習に関する事項

(1) ~ (11) (略)

号平成23年11月11日付け厚生労働省社会・援護局長通知))を  
満たしている必要があること。

(ア) 喀痰吸引

1) 口腔 10回以上

2) 鼻腔 20回以上

3) 気管カニューレ内部 20回以上

(イ) 経管栄養

1) 胃ろう又は腸ろう 20回以上

2) 経鼻経管栄養 20回以上

ウ 実地研修は、基本的には介護実習又は「生活支援技術（医療的  
ケアを含む。）」の中で実施することとする。なお、実地研修につ  
いては、例えば、登録研修機関と連携した上で、当該登録研修機  
関に係る実地研修施設等を活用することや、登録喀痰吸引等事業  
者（法第48条の6第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者をい  
う。以下同じ。）との連携なども考えられること。

エ 医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされ  
ているものではないことから、実地研修を修了しなくても福祉系  
高等学校等を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を  
修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該  
生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各福祉系高等学  
校等においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式3によ  
る実地研修修了証明書を交付すること。

(4) 介護実習における留意事項

実地研修場所としての要件を満たす介護実習施設等で介護実習を  
行う場合には、医療的ケアの講義及び演習まで修了した生徒に対し  
て、可能な限り実地研修も行うよう、特段の配慮をすること。実地  
研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施してい  
る介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

なお、医療的ケアの見学及び実地研修を行う介護実習施設等は、  
介護実習Ⅰ・Ⅱのいずれでもよいこと。ただし、実地研修を行う場

合には、(3)の要件を満たす必要があること。

9～13 (略)

別表1

(略)			
領域	(略)		
人間と社会	(略)		
介護	(略)		
	科目	ねらい	教育に含むべき事項
	(略)	(略)	(略)
	生活支援技術(医療的ケアを含む。)	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。併せて、医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	①～⑩ (略) ⑪医療的ケア実施の基礎 ⑫喀痰吸引(基礎的知識・実施手順) ⑬経管栄養(基礎的知識・実施手順) ⑭演習
	(略)	(略)	(略)

9～13 (略)

別表1

(略)			
領域	(略)		
人間と社会	(略)		
介護	(略)		
	科目	ねらい	教育に含むべき事項
	(略)	(略)	(略)
	生活支援技術	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。	①～⑩ (略)
	(略)	(略)	(略)
こころとからだのしくみ	(略)		

こころと  
からだの  
しくみ

(略)

(注)「生活支援技術」に含まれる「医療的ケア」に関する留意事項

- ・ 「医療的ケア実施の基礎」から「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」までについて50時間の教育を行うこととし、「演習」については50時間に含めないこと。
- ・ 「医療的ケア実施の基礎」では、関連する法制度や倫理、関連職種への役割、救急蘇生法、感染予防及び健康状態の把握など、医療的ケアを安全・適切に実施する上で基礎となる内容とすること。
- ・ 「喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）」では、喀痰吸引に必要な人体の構造と機能、小児の吸引、急変状態への対応など、喀痰吸引を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
- ・ 「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」では、経管栄養に必要な人体の構造と機能、小児の経管栄養、急変状態への対応など、経管栄養を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
- ・ 「演習」の回数は次のとおりとすること。
  - ア 喀痰吸引：口腔5回以上、鼻腔5回以上、気管カニューレ内部5回以上
  - イ 経管栄養：胃ろう又は腸ろう5回以上、経鼻経管栄養5回以上
  - ウ 救急蘇生法：1回以上

(様式1)

福祉系高等学校等設置計画書

(略)				
8 医療的ケアを担当する教員				
9 その他の教員	(略)			
10 開講科目対照表	(略)			
	生活支援技術 (10)			
		計		
(略)				
11 建物	(略)			
12 教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	体 体 床 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	器 台 式 式 台 台 体 体 式 体
13 実習施	(略)			

(様式1)

福祉系高等学校等設置計画書

(略)				
8 その他の教員	(略)			
9 開講科目対照表	(略)			
	生活支援技術 (9)			
		計		
(略)				
10 建物	(略)			
11 教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	体 体 床 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式	器 台 式 式 台 台 体 体 式 体
12 実習施	(略)			

設	
14 整備に要する経費	(略)
15 資金計画	(略)

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。

(注2) 7、8の教員の資格名欄には、「福祉」の教員免許状、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格・免許を持つ者について記入すること。

(注3) 11の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室(m<sup>2</sup>)と和室(畳)を区別して記入すること。

(注4) 14の整備に要する経費及び15の資金計画については、国又は地方公共団体が設置する学校である場合は記入及び添付書類は不要。

### 教員に関する調書

	(略)
文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修・講習会等の受講状況	(略)
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了
介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会	1. 修了 (年月日 ~ 年月日) 2. 未修了
	(略)

設	
13 整備に要する経費	(略)
14 資金計画	(略)

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。

(注2) 7の教員の資格名欄には、「福祉」の教員免許状、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格・免許を持つ者について記入すること。

(注3) 10の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室(m<sup>2</sup>)と和室(畳)を区別して記入すること。

(注4) 13の整備に要する経費及び14の資金計画については、国又は地方公共団体が設置する学校である場合は記入及び添付書類は不要。

### 教員に関する調書

	(略)
(略)	(略)
	(略)

実習指導者に関する調書 (略)

添付書類 (略)

(様式 2)

福祉系高等学校等指定申請書

(略)						
8 医療的ケ アを担当する 教員						
9 その他の 教員	(略)					
10 開講科目 目対照表	(略)					
	生活支援技術 (10)					
		計				
(略)						
11 建物	(略)					

実習指導者に関する調書 (略)

添付書類 (略)

(様式 2)

福祉系高等学校等指定申請書

(略)						
8 その他の 教員	(略)					
9 開講科目 目対照表	(略)					
	生活支援技術 (9)					
		計				
(略)						
10 建物	(略)					

12 教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体 体 床 台 台 台 車いす 槽 個 個 個 本 本	視聴覚機器	器 台 式 式 式 台 体 体 式 体	11 教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体 体 床 台 台 台 車いす 槽 個 個 本 本	視聴覚機器	器 台 式
	人体骨格模型		障害者用調理器具・食器類			人体骨格模型		障害者用調理器具・食器類	
	成人用ベッド		和式布団一式			成人用ベッド		和式布団一式	
	移動用リフト		吸引装置一式			移動用リフト			
	スライディングボード・マット		経管栄養用具一式			スライディングボード・マット		経管栄養訓練モデル	
	車いす		処置台又はワゴン			車いす		吸引訓練モデル	
	簡易浴槽		心肺蘇生訓練用器材一式			簡易浴槽		経管栄養訓練モデル	
	ストレッチャー		人体解剖模型			ストレッチャー		心肺蘇生訓練用器材一式	
	排せつ用具					排せつ用具		人体解剖模型	
	歩行補助つえ					歩行補助つえ			
	盲人安全つえ					盲人安全つえ			
13 実習施設	(略)								
14 整備に要する経費	(略)								
15 資金計画	(略)								
<p>(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。</p> <p>(注2) 7、8の教員の資格名欄には、「福祉」の教員免許状、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格・免許を持つ者について記入すること。</p> <p>(注3) 11の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室(m<sup>2</sup>)と和室(畳)を区別して記入すること。</p> <p>(注4) 14の整備に要する経費及び15の資金計画については、国又は地方公共団体が設置する学校である場合は記入及び添付書類は不要。</p>					<p>(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。</p> <p>(注2) 7の教員の資格名欄には、「福祉」の教員免許状、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格・免許を持つ者について記入すること。</p> <p>(注3) 10の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室(m<sup>2</sup>)と和室(畳)を区別して記入すること。</p> <p>(注4) 13の整備に要する経費及び14の資金計画については、国又は地方公共団体が設置する学校である場合は記入及び添付書類は不要。</p>				

教員に関する調書

	(略)		
文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修・講習会等の受講状況	(略)	(略)	(略)
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会	1. 修了 (年月日 ~ 年月日) 2. 未修了		
	(略)		

実習指導者に関する調書 (略)

添付書類 (略)

教員に関する調書

	(略)		
(略)			
	(略)		

実習指導者に関する調書 (略)

添付書類 (略)

(様式3)

実地研修修了証明書

フリガナ		
氏名		
喀痰吸引	種類	実地研修修了の有無 (修了したものに○をつけること)
	①口腔 (10回以上)	
	②鼻腔 (20回以上)	
	③気管カニューレ内部 (20回以上)	
経管栄養	種類	実地研修修了の有無 (修了したものに○をつけること)
	①胃ろう又は腸ろう (20回以上)	
	②経鼻経管栄養 (20回以上)	

上記の者は、当福祉系高等学校等において医療的ケアに関する実地研修を修了したことを証明します。

年 月 日

所在地・連絡先

福祉系高等学校等・代表者氏名

印